

変更前

P. 45

11. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価 (オーディオ類の評価を含む)

全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	100	80	60	40
	DVD	70	50	30	20
	メモリー	40	30	20	10
外付け	HDD	80	50	30	10
	DVD	50	30	10	0
地デジ加点		20	20	10	10
ツインモニター加点 (1台分)		40	30	20	10
カメラ類 (フロント・サイド・バック) 各1個		10			

細則：1. 欠品の場合は、実費減点とする。

2. 故障の場合は、30点の減点とする。

3. ナビゲーションシステムの地図ソフト欠品はDVD20点、CD10点、メモリーカード等10点、リモコン欠品は5点、取扱説明書欠品は3点の減点とする。

4. ナビゲーションシステムのオーディオ類は、加算しない。

5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取外し跡 (穴埋め) は、5点とする。

6. ダッシュボードに取り付けられているナビゲーションシステムで、視界、エアバッグシステムの動作を妨げるものは、評価の対象外とする。

2) オーディオ類 (ラジオ、CD、~~MP3~~、メモリー対応等) の評価

全車種・全クラス共通

機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
オーディオ類	10	10	5	0

細則：1. 故障の場合は、10点、欠品の場合は、20点の減点とする。

~~2. オ디오類は、重複して評価しない。~~

3. オプション装備のオーディオデッキ本体取外し跡 (穴埋め) は、5点とする。

変更後

P. 45

11. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価 (オーディオ類の評価を含む)

全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	80	60	40	20
	DVD	0	0	0	0
	メモリー(SSD/SDD含む)	40	30	20	10
外付け	HDD	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0
地デジ加点		0	0	0	0
ツインモニター (フリップダウン 天井埋め込み式に限る) 1台分		30	20	10	0
カメラ類 (フロント・サイド・バック) 各1個		10			5

細則：1. 標準装備品の故障、欠品は実費減点とする。

2. ナビゲーションシステム内蔵のオーディオ類は加点しない。

3. オプション装備のナビゲーションシステムが故障の場合は加点せず、10点 (取りはずし及び穴埋め) を減点する。

4. ナビゲーションシステム (メモリー式) の地図ソフト用メモリーカード欠品の場合は10点、取扱説明書の欠品の場合は3点の減点とする。

5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取り外し跡 (穴埋め) は5点を減点する。

6. オプション装備のその他のカメラ類 (オーディオ一体モニター、バックミラー一体モニター等) はナビゲーションシステムの評価のカメラ類の点数を適用する。

7. 外付けタイプのナビゲーションシステムは評価の対象外とする。

8. ナビゲーションシステムは、車両の年製で評価する。但し、車両の年製より古い (年製が確認できる) ものが装着されている場合は、その年製で評価する。

9. 暗証番号設定機能付きのナビゲーションシステムは、暗証番号入力画面が確認できれば作動正常として評価する。

2) オーディオ類 (ラジオ、CD、メモリー対応等) の評価

全車種・全クラス共通

オーディオ類の加点は行わない。

細則：1. 標準装備のオーディオ類が故障の場合は10点、欠品の場合は20点を減点する。

2. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡 (穴埋め) は、5点を減点する。

変更前

P. 83

7. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価（オーディオ類の評価を含む）

全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	100	80	60	40
	DVD	70	50	30	20
	メモリー	40	30	20	10
外付け	HDD	80	50	30	10
	DVD	50	30	10	0
地デジ加算		20	20	10	10
ツインモニター加算（1台分）		40	30	20	10
カメラ類 （フロント・サイド・バック）各1個		10			

細則：1. 欠品の場合は、実費減点とする。

2. 故障の場合は、30点の減点とする。

3. ナビゲーションシステムの地図ソフト欠品はDVD20点、CD10点、メモリーカード等10点、リモコン欠品は5点、取扱説明書欠品は3点の減点とする。

4. ナビゲーションシステムのオーディオ類は、加算しない。

5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取り外し跡（穴埋め）は、5点とする。

6. ダッシュボードに取り付けられているナビゲーションシステムで、視界、エアバッグシステムの動作を妨げるものは、評価の対象外とする。

2) オーディオ類（ラジオ、CD、~~MP3~~、メモリー対応等）の評価

全車種・全クラス共通

機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
オーディオ類	10	10	5	0

細則：1. 故障の場合は、10点、欠品の場合は、20点の減点とする。

2. ~~オーディオ類は、重複して評価しない。~~

3. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡（穴埋め）は、5点とする。

8. フルスボイラーの評価

オプションでフロントスポイラー、両サイドスポイラー、リヤスポイラーがセットで取り付けられているものは国産車の特・I・IIクラスに準じて加算することができる。

9. その他の装備品

査定基準に記載されていない装備品については、市場を勘案して評価することができる。

変更後

P. 83

7. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価（オーディオ類の評価を含む）

全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	80	60	40	20
	DVD	0	0	0	0
	メモリー(SSD SDD等)	40	30	20	10
外付け	HDD	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0
地デジ加算		0	0	0	0
ツインモニター（フリップダウン天井埋め込み式に限る）1台分		30	20	10	0
カメラ類 （フロント・サイド・バック）各1個		10			5

細則：1. 標準装備品の故障、欠品は実費減点とする。

2. ナビゲーションシステム内蔵のオーディオ類は加算しない。

3. オプション装備のナビゲーションシステムが故障の場合は加算せず、10点（取りはずし及び穴埋め）を減点する。

4. ナビゲーションシステム（メモリー式）の地図ソフト用メモリーカード欠品の場合は10点、取扱説明書の欠品の場合は3点の減点とする。

5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取り外し跡（穴埋め）は5点を減点する。

6. オプション装備のその他のカメラ類（オーディオ一体モニター、バックミラー一体モニター等）はナビゲーションシステムの評価のカメラ類の点数を適用する。

7. 外付けタイプのナビゲーションシステムは評価の対象外とする。

8. ナビゲーションシステムは、車両の年製で評価する。但し、車両の年製より古い（年製が確認できる）ものが装着されている場合は、その年製で評価する。

9. 暗証番号設定機能付きのナビゲーションシステムは、暗証番号入力画面が確認できれば作動正常として評価する。

2) オーディオ類（ラジオ、CD、メモリー対応等）の評価

全車種・全クラス共通

オーディオ類の加算は行わない。

細則：1. 標準装備のオーディオ類が故障の場合は10点、欠品の場合は20点を減点する。

2. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡（穴埋め）は、5点を減点する。

8. フルスボイラーの評価

オプションでフロントスポイラー、両サイドスポイラー、リヤスポイラーがセットで取り付けられているものは国産車の特・I・IIクラスに準じて加算することができる。

9. その他の装備品

査定基準に記載されていない装備品については、市場を勘案して評価することができる。

（用紙の色は黄色になります）

変更前	変更後												
<p>P. 101</p> <p style="text-align: right;">平成21年9月1日 日査協基（I）内規</p> <p style="text-align: center;"><b>中古自動車査定基準（I）運用内規</b></p> <p>中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。</p> <p><b>1. 査定の対象となる中古車の定義</b></p> <p>中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。</p> <p>(1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）                  (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの                  (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあり、傷となったもの                  (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したものの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの</p> <p><b>2. 各販売店における標準諸掛の設定方法</b></p> <p>基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。</p> <p>(1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値                  (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値                  (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。</p> <p><b>3. 福祉車両の基本価格設定方法</b></p> <p>福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。</p> <p>(査定時のメーカー架装済み新車価格) × (ベース車残価率)</p> <p><b>4. 福祉車両の加減点基準</b></p> <p>架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。</p> <p><b>5. アルミ製外板パネルの取扱い</b></p> <p>板金・交換（塗装を含む）</p> <table border="1"> <tr> <td>1cm以上カードサイズ未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>カードサイズ以上A4サイズ未満</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>A4サイズ以上（交換）</td> <td>交換点数の1.5倍</td> </tr> </table>	1cm以上カードサイズ未満	15	カードサイズ以上A4サイズ未満	45	A4サイズ以上（交換）	交換点数の1.5倍	<p>P. 101</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月1日 日査協基（I）内規</p> <p style="text-align: center;"><b>中古自動車査定基準（I）運用内規</b></p> <p>中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。</p> <p><b>1. 査定の対象となる中古車の定義</b></p> <p>中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。</p> <p>(1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）                  (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの                  (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあり、傷となったもの                  (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したものの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの</p> <p><b>2. 各販売店における標準諸掛の設定方法</b></p> <p>基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。</p> <p>(1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値                  (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値                  (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。</p> <p><b>3. 福祉車両の基本価格設定方法</b></p> <p>福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。</p> <p>(査定時のメーカー架装済み新車価格) × (ベース車残価率)</p> <p><b>4. 福祉車両の加減点基準</b></p> <p>架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。</p> <p><b>5. アルミ製外板パネルの取扱い</b></p> <p>板金・交換（塗装を含む）</p> <table border="1"> <tr> <td>1cm以上カードサイズ未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>カードサイズ以上A4サイズ未満</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>A4サイズ以上（交換）</td> <td>交換点数の1.5倍</td> </tr> </table> <p><b>6. 電気自動車、ハイブリッド車の加減点基準</b></p> <p>(1) 走行キロの評価について                  ・市場における走行キロ実績値が少ないことから、当面の間、通常の加減点を適用する。                  (2) 充電ケーブルの評価について                  ・標準、オプションに係わらずAC200Vの充電ケーブルが搭載されている場合は、加減点を行わない。                  ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されていない場合、またはAC100Vの充電ケーブルのみが搭載されている場合は、装備品欄にて55点の減点とする。                  ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されており、その他に充電ケーブルが搭載されていても加減点を行わない。</p>	1cm以上カードサイズ未満	15	カードサイズ以上A4サイズ未満	45	A4サイズ以上（交換）	交換点数の1.5倍
1cm以上カードサイズ未満	15												
カードサイズ以上A4サイズ未満	45												
A4サイズ以上（交換）	交換点数の1.5倍												
1cm以上カードサイズ未満	15												
カードサイズ以上A4サイズ未満	45												
A4サイズ以上（交換）	交換点数の1.5倍												